

令和 7 年度

財政援助団体等監査報告書

春日部市監査委員

春監発第 376 号

令和 8 年 3 月 27 日

春日部市議会議長 小久保 博 史 様

春日部市長 岩 谷 一 弘 様

春日部市監査委員 佐 川 清

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 栗 原 信 司

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について報告書を提出します。

この監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和7年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

- 公益社団法人春日部市シルバー人材センター補助金（以下「補助金」という。）
の交付申請団体
 - ・ 公益社団法人春日部市シルバー人材センター

- 所管部局
 - ・ 福祉部 高齢者支援課

補助金の概要

公益社団法人春日部市シルバー人材センターの高年齢者の就業機会の増大及び福祉の増進を図るための事業並びに高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する事業に対し、補助金を交付する。

第3 監査の範囲

団体名称	範囲	補助金額
公益社団法人春日部市 シルバー人材センター	令和6年度の補助金に係る出納その他の事務の執行	12,329,000円
	令和7年4月1日から令和7年11月30日までの補助金に係る出納その他の事務の執行	12,329,000円 ※概算払い

※ 令和7年5月29日付け補助金交付決定通知書による交付金額を記載しています。

第4 監査の期間

- 事前監査 令和8年1月15日
- 本監査 令和8年2月4日

第5 監査の着眼点

市が公益社団法人春日部市シルバー人材センターに対し交付している補助金について、出納その他の事務の執行が当該補助金の目的に沿って行われているかを監査の着眼点とした。

また、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、補助金の交付手続が適正であるかを重点項目として定めた。

第6 監査の実施内容

春日部市監査基準及び令和7年度監査計画に基づき、監査を実施した。

補助職員による事前監査は、提出された監査資料と関係諸帳簿等の照合等により確認するとともに、不明な点については、関係職員から説明を聴取した。

本監査は、庁内会議室において、補助金に係る出納その他の事務の執行について公益社団法人春日部市シルバー人材センター理事長及び関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に実施されていたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

- (1) 補助金交付申請書（令和6年度分）について、補助金交付要綱第4条では5月末日までに提出しなければならないとなっているが、その期日をこえて提出されていた。適正な事務処理を行われたい。

第8 むすび

令和7年度財政援助団体等監査の意見と要望を申し述べる。

公益社団法人春日部市シルバー人材センターについては、高齢者の就労機会を確保するとともに、就業を通じて生きがいの充実や地域社会の活性化に寄与していることを確認した。

令和8年1月に春日部市総合福祉センター「あしすと春日部」へ移転し、新たに運営を開始したところであるが、今回の事務所の移転を契機として、より地域に密着した活動を推進し、高齢者が活躍できる社会づくりに向け、これまで以上に貢献されることを期待する。

当該補助金については、数年にわたり交付実績が同額の状況が続いている。関係職員からの説明聴取により、補助金交付要綱に基づき適正に算出されていることを理解した。今後も、補助対象事業及びその対象経費について十分な精査に努められたい。